

機械器具設置工事業におけるはしご等を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	9~10	検査室の新設事にて、室内の仕上げ工事中、高さ3mの天井に電源レールを取り付けるため、寸法計測と取付位置の確定作業を脚立に乗り作業をしていた際に、身体のバランスを崩してコンクリート仕上げの床に転倒し、後頭部を打撲受傷した。	38	—
1	15~16	作業現場にて天井作業をしていたが、休憩をとる為作業を一時中断し、長梯子を使って下へ降りようと足を掛け降り始めた時、足を滑らせ3m高より落下した。	59	1~9
3	11~12	熱漏改修工事現場で脚立に昇り、プルボックス周りのコーチング作業を行っていた。作業途中に脚立から降りよとした際に足を滑らせ、脚立3段目（約80cm）から落下し、腰と尻から着地した。	74	10~29
4	15~16	工場混合設備のドラムミキサーリング測定を行うための停止位置確認を終え、モンキータラップを降りる際に足を踏みはずし、右足付け根を捻った。	54	10~29
5	15~16	搬入先工場内で搬出口の解体作業中、屋根に上りブルーシートを巻き上げる時、ロープが外れ屋根から地面に転落し、右腕と右肩を負傷した。	36	1~9
5	13~14	内作場で、道工具の準備中、棚上部の工具箱を持ち、降りる際に、脚立を踏み外し転落した。その際、脚立の踏み棧に右足が入って脚立と共に倒れ、骨折負傷した。	58	1~9
6	16~17	敷地内で、コンテナの外部塗装のため脚立にのり作業を行っていたが、脚立から降りようとした際に脚立の一部に足を引っ掛けてしまい、バランスを崩して落下し負	40	50~

		傷した。		99
6	12～ 13	取替予定の20件を持って工事所を出発した。12件目の当該現場に到着し、全廃中のため停電にて工事に着手した。90cmの3段脚立の2段目に乗って作業を実施した。新計器取付後、脚立から降段する際、安全帯前部につけていた無停電バイパス工具（小）のフック部が脚立の天板部に引っ掛かり、体勢を崩して転落した。転落した際打撲した。その後、診察の結果、上記傷病名が判明した。	36	10～ 29
6	16～ 17	工場内において、モニターを取り付ける作業を2名で行っていた時に、脚立に上り、壁面に取り付けたモニター取付金具までモニターを持ち上げて取付作業を行っている際、バランスを崩して脚立が倒れ負傷した。	54	1～ 9
6	13～ 14	ダクト工事を担当する板金工場に所属する被災者は、災害当日、1階の機械室内において、2F系統ダクト吊辺工事に従事していた。被災者が脚立（7尺）を登る際、脚立の6段目の所で既設吊りボルトを握り、体重をかけた時に吊りボルトがアンカーより抜け、吊りボルトと共に被災者は転落し、骨折した。	61	50～ 99
6	9～ 10	梯子の地上から1m程の高さの位置で、旧ソーラーを降ろしている際、バランスを崩してしまい旧ソーラーを手から離し、本人はその高さから地上に飛び降りた。着地面がコンクリートだったため、右足の踵骨を骨折した。着地面には障害物はなかったが、右足側に重心がかかるように着地したため骨折したと思われる。	46	1～ 9
7	8～9	整備休憩室につながっている旧駐車場の解体の際、まちがって足を天上板の薄い梁にかけて、板が折れて落ちた。	62	1～ 9
7	9～ 10	個人宅の庭の手入れ・高木伐採作業中、チェーンソーを止めた直後、左手が止まりかけのチェーンソーの刃に当たり怪我をした。	36	1～ 9
7	14～ 15	サイロ内の補修工事で、サイロ内の出入口に上がる際、土間より上1.2mステージ（既設）の昇降ステップ（既設）で、土間に降りようとタラップ縦地をつかみ、降り始めようとしたとき、左側縦地が折れて、足を踏み外し、体が転落して受傷した。	61	1～ 9

7	9~ 10	一戸建ての2F屋根上より、不用なアンテナを1Fに運ぶ作業をしていた。右手にアンテナを持って梯子で降りていたが、アンテナが長かったために木の枝に引っ掛かってしまい、安定感を失ったので地上のコンクリート部に転落し、その際に足と腰を強打した。	27	30 ~ 49
7	16~ 17	店内のエアコン取付け作業中、エアコンの室内機を持ち脚立に上り、エアコンを取付けようとしたときにバランスを崩し、脚立から転落し転倒した。転倒した際に床に左肩を打ちつけた。	52	1 ~ 9
9	10~ 11	太陽光発電所建設現場において、架台に太陽系パネルを設置作業中、立馬に昇る際にバランスを崩し転落して、左肘を地面にぶつけ負傷した。	52	10 ~ 29
9	16~ 17	住居用エレベーターの検査を行っていた。カウンタークリアランスを測定するため、1階乗場からタラップを使用して降りる際に足を滑らせた。左足首を捻る状態で着地したため、負傷した。	58	30 ~ 49
9	20~ 21	脚立上の立ち作業（作業床：0.9m/3尺）にて、天井カメラを取り付けている最中、作業性が悪くなり、体を反らした際にバランスを崩し転落。隣接してあるラックに頭・体をぶつけ損傷した。	43	1 ~ 9
12	17~18	エレベーターピット内で、脚立を梯子状にしてエレベータードア開口に半分掛かるようにして、直前作業を行っていた。一旦外部に出た後再度ピットに降りようと脚立に両足を掛けた際にバランスを崩し、危険を回避しようと1.3m下のピット床面に飛び降り着地したところ、左足踵を負傷した。	37	1 ~ 9
12	22~23	作業場にて、空調内機フェイスの取付作業をローリングタワー上で行っていたところ、ローリングタワー撤去のため現場代理人より下りるように指示を受けた。被災者が下りようと昇降用梯子に足を掛けたとき、現場代理人が転落防止用筋交いを外し、ローリングタワーが屈曲して、転倒した。そのため、被災者は最上部より左踵から着地する状態で転落し、左踵骨骨折と診断された。	63	1 ~ 9
12	11~12	厨房換気扇取替工事で、高さ80cmの作業台の上でコンセントプラグを取り付けていたとき、体勢を変えようとした際にバランスを崩し、後ろ向きに転倒し、腰を打った。	68	1 ~ 9

12	16~17	ブロック塀の水槽側に立てた脚立で、槽内清掃で発生したゴミ（モルタルかす、木片等）を土のう袋に入れて、ブロック塀外側の集積所まで小運搬しようとしていたときに、脚立上で足を滑らせて、ブロック塀の内側（脚立の隣）に転落した。その際、その作業を監視していた者はいなかったが、ドンッと音がしたため他の作業員が見に行くと、仰向けに倒れていた。その後、救急車にて搬送され、右足の大腿骨骨折と診断された。	67	1 ~ 9
12	10~11	戸建ての屋外（庭）に監視カメラを設置するために、屋外配管（PF管）を敷設する際、120cmある脚立の84cmの踏棧で作業中、脚立のバランスが崩れて転倒し、本人は転落して足を着いた際に左足を骨折した。床面は庭で足元が不安定な中、はさみ板等での足元を安定させる措置を図っていなかった。なお、ヘルメットは装着していた。	41	10 ~ 29
12	12~13	病院において、スプリンクラー設置工事の屋外作業中に、1台の脚立の脚それぞれに作業員が乗り、被災者がもう1人の作業員から道具を渡してもらおうとしたとき、足を踏み外して下のコンクリートに転落し、右足・右前腕・左手首を負傷した。被災当時、運動靴を履いており、安全帯はしていなかった。	44	1 ~ 9

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to : [https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_11.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html)